

ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約の際には、重要事項等説明書、ご契約のしおりを必ずご確認ください。

この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります（加入口数が限度口数内であっても制限させていただく場合があります。）。なお、保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

【震災等の保険金の総支払額】

- 1回の震災等の保険金の総支払見込額が異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%を超えるときは、その50%に相当する金額を限度として、保険証券記載の保険金額を減額して支払うことがあります。
- ①における異常危険準備金の額及び特別災害積立金の額は、当該震災等が発生した前年度末の金額とします。
- ②にかかわらず、当該震災等が発生するまでに、その地域又は他の地域において、ア…震災等が生じているときはその保険金の総支払見込額、イ…その他異常危険準備金又は特別災害積立金を取崩す必要があると認められる事由が生じているときはその取崩しに係る金額を、異常危険準備金及び特別災害積立金の合計額から差し引きます。
- ④①に定める、異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%に相当する限度額は約130億円（2025年3月31日現在）です。

【保険契約を複数締結している場合の保険金の支払い】

- 同じ損害を補償する保険契約を複数にわたり締結している場合において、当保険が支払う保険金は、それぞれの支払責任額の合計額がその住宅・家財の損害額を超えるときは、次の額を支払います。
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときは、当保険の支払責任額を支払います。
 - ②他の保険契約等に支払責任額的全額を支払う旨の約定があるときで、かつ、他の保険契約等から保険金または共済金がすでに支払われているときは、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の額と当該損害の額のうちいずれか少ない額を差し引いた残額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当保険の支払責任額を限度とします。

【再取得価額よりも保険金額を少なく（または多く）設定した場合の保険金の支払い】

- 再取得価額よりも保険金額を少なく設定した場合を「一部保険」といい、逆に再取得価額を超える保険金額を設定した場合を「超過保険」といいます。
- ◆一部保険…保険金額が再取得価額を下回っている場合には、保険金は保険金額を限度に支払いますが、損害額どおりの保険金が支払われないことがあります。
 - ◆超過保険…保険金額が再取得価額を超えている場合には、再取得価額を超過した部分について保険金は支払われないことがあります。

【保険期間中の保険料または保険金額の変更】

当法人は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額または保険金額を減額する変更を行うことがあります。

【保険契約者保護機構について】

災害保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、当法人に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

【税務上のお取扱いについて】

本保険の保険料は地震保険料控除の対象になりません。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

【契約者配当について】

当法人は、この保険につき契約者配当を行いません。

【解約返戻金について】

本保険契約を解約した日の属する月の翌月以降に未経過保険料がある場合は、災害保険普通保険約款の規定に従い、保険料を返還します。なお、保険料の日割計算はいたしません。

個人情報に関する事項

所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、本保険運営上必要な次に記載の個人情報について、所属会社から当法人に提供されます。

- ・契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課等)及び氏名
- ・保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当事由の発生年月日

お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

当法人は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、当法人の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、当法人は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止のため必要な対策を講じています。

当法人の個人情報保護方針については郵政福祉ホームページ(<https://www.yuseifukushi.or.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ先 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

各種資料のご請求や商品に関するお問い合わせについては、最寄りの地方本部までご連絡ください。

北海道地方本部
〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL. 0120-816-922 / 011-218-8070

東北地方本部
〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL. 0120-510-250 / 022-262-2166

関東地方本部
〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL. 0120-954-129 / 048-764-8002

東京地方本部
〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-7
TEL. 0120-120-247 / 03-6365-0294

南関東地方本部
〒210-8514 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL. 0120-954-130 / 044-201-4500

信越地方本部
〒380-0922 長野市七瀬12-16
TEL. 0120-888-632 / 026-223-1771

北陸地方本部
〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL. 0120-626-245 / 076-262-6245

東海地方本部
〒461-0014 名古屋市中区榑木町1-21-2
TEL. 0120-517-117 / 052-971-1095

近畿地方本部
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
TEL. 0120-816-755 / 06-7711-6008

中国地方本部
〒730-0005 広島市中区西白島町17-13
TEL. 0120-544-401 / 082-221-5444

四国地方本部
〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL. 0120-122-545 / 089-945-1221

九州地方本部
〒860-0808 熊本市中央区手取本町4-17
TEL. 0120-657-716 / 096-355-9301

沖縄地方本部
〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL. 0120-630-802 / 098-863-0801

<https://www.yuseifukushi.or.jp/>

郵政福祉 検索

(2026.4)

災害保険

ゆうホーム

商品説明動画
をご覧ください



日本郵政グループの社員等の皆さまの
17万人以上の方にご加入いただいています。

1口10円からの

無理のない保険料で
火災や台風・地震等のリスクに
備えませんか?

たとえば持家に**最大口数200口**をご契約の場合

保険料
2,000円/月で
保険金額 火災(全焼)の場合
最高3,200万円



火災のほか**風水雪害・地震等の自然災害**も幅広く補償します。

保険料や補償内容の詳細は中面をご覧ください



お手頃な保険料で 予期せぬ災害が起きた時に備えるための保険です。

保険料

ご加入1口につき **10円/月**

加入限度口数

合計 **200口**まで
住宅 150口
家財 50口

お支払い方法

月払・半年払・年払

(注) 同一物件について2人以上の加入はできません。
(注) 退職者(再雇用社員除く)及び期間雇用社員の保険料のお支払いについては、半年払・年払からの選択となり、払込方法は自動払込または郵便振替に限ります。
(注) 他に加入している保険契約があり、他の保険契約と本保険契約の保険金額の合計が、保険の対象となる物件の損害の額を超えている場合、損害の額を超えて保険金を受け取ることはできません。

1 火災・風水雪害さらには地震による被害まで幅広く補償します。
(ゆうホームは、別途お手続きしていただくなくても地震補償が付帯されています)

2 対象物件の敷地内にある物置・車庫等の付属建物や付属工作物も補償の対象です。

3 ご退職後も一生涯ご継続いただけます。

保険の対象

住宅

- ① 加入者または親族が所有し、加入者が居住する住宅
(例) 自宅(マンション含む)
- ② 加入者が所有し、人(親族、親族外は問いません)が常時居住する住宅
(例) 加入者が所有する貸家(マンション・アパート等)

家財

- ③ 加入者が居住する住宅内に収容されている家財
(例) 賃貸、社宅、自宅(マンションを含む)の家財

局舎

加入限度口数：住宅150口

- ④ 加入者または親族が所有する郵便局舎(簡易郵便局は除く)



対象物件と同一敷地内の
付属建物・付属工作物



(注) 親族とは加入者と生計を一にする2親等内の者。同居をしていることを要しません。

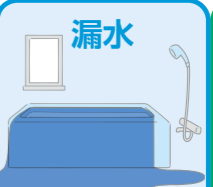
保険金の種類と保険金額の例

2025年度お支払実績(2025年12月末現在)
(245件) 約**3億0,652万円**

2025年度お支払実績(2025年12月末現在)
(571件) 約**1億8,140万円**

累計お支払実績(2025年12月末現在)
能登半島地震 (1,092件) 約**6億1,026万円**

保険金額は**再取得価額(新価)**が基準となります



支払例	火災等(落雷含む)		風水雪害				震災等			不慮の人為的災害			火元失火	漏水	災害による死亡
	全焼(16万円)	部分焼	全壊・流失(6万円)	半壊(3万円)	一部損壊(3,000円)	床上浸水(3,000円)	全壊・流失(2.5万円)	半壊(1.25万円)	一部損壊(1,000円)	全壊(2万円)	半壊(5,000円)	一部損壊(1,000円)	第三者1世帯あたり40万円が限度(1万円)	第三者世帯の制限なし(1,000円)	契約者本人(5,000円)
10口 (100円)	160万円	全焼支払額を限度として損害額	60万円	30万円	3万円	3万円	25万円	12.5万円	1万円	20万円	5万円	1万円	10万円	1万円	5万円
20口 (200円)	320万円		120万円	60万円	6万円	6万円	50万円	25万円	2万円	40万円	10万円	2万円	20万円	2万円	10万円
30口 (300円)	480万円		180万円	90万円	9万円	9万円	75万円	37.5万円	3万円	60万円	15万円	3万円	30万円	3万円	15万円
40口 (400円)	640万円		240万円	120万円	12万円	12万円	100万円	50万円	4万円	80万円	20万円	4万円	40万円	4万円	20万円
50口 (500円)	800万円		300万円	150万円	15万円	15万円	125万円	62.5万円	5万円	100万円	25万円	5万円	50万円	5万円	25万円
60口 (600円)	960万円		360万円	180万円	18万円	18万円	150万円	75万円	6万円	120万円	30万円	6万円	60万円	6万円	30万円
70口 (700円)	1,120万円		420万円	210万円	21万円	21万円	175万円	87.5万円	7万円	140万円	35万円	7万円	70万円	7万円	35万円
80口 (800円)	1,280万円		480万円	240万円	24万円	24万円	200万円	100万円	8万円	160万円	40万円	8万円	80万円	8万円	40万円
85口 (850円)	1,360万円		510万円	255万円	25.5万円	25.5万円	212.5万円	106.25万円	8.5万円	170万円	42.5万円	8.5万円	85万円	8.5万円	42.5万円
90口 (900円)	1,440万円		540万円	270万円	27万円	27万円	225万円	112.5万円	9万円	180万円	45万円	9万円	90万円	9万円	45万円
100口 (1,000円)	1,600万円		600万円	300万円	30万円	30万円	250万円	125万円	10万円	200万円	50万円	10万円	100万円	10万円	50万円
110口 (1,100円)	1,760万円		660万円	330万円	33万円	33万円	275万円	137.5万円	11万円	220万円	55万円	11万円	110万円	11万円	55万円
120口 (1,200円)	1,920万円		720万円	360万円	36万円	36万円	300万円	150万円	12万円	240万円	60万円	12万円	120万円	12万円	60万円
125口 (1,250円)	2,000万円		750万円	375万円	37.5万円	37.5万円	312.5万円	156.25万円	12.5万円	250万円	62.5万円	12.5万円	125万円	12.5万円	62.5万円
130口 (1,300円)	2,080万円		780万円	390万円	39万円	39万円	325万円	162.5万円	13万円	260万円	65万円	13万円	130万円	13万円	65万円
140口 (1,400円)	2,240万円		840万円	420万円	42万円	42万円	350万円	175万円	14万円	280万円	70万円	14万円	140万円	14万円	70万円
150口 (1,500円)	2,400万円		900万円	450万円	45万円	45万円	375万円	187.5万円	15万円	300万円	75万円	15万円	150万円	15万円	75万円
160口 (1,600円)	2,560万円		960万円	480万円	48万円	48万円	400万円	200万円	16万円	320万円	80万円	16万円	160万円	16万円	80万円
170口 (1,700円)	2,720万円		1,020万円	510万円	51万円	51万円	425万円	212.5万円	17万円	340万円	85万円	17万円	170万円	17万円	85万円
180口 (1,800円)	2,880万円		1,080万円	540万円	54万円	54万円	450万円	225万円	18万円	360万円	90万円	18万円	180万円	18万円	90万円
190口 (1,900円)	3,040万円	1,140万円	570万円	57万円	57万円	475万円	237.5万円	19万円	380万円	95万円	19万円	190万円	19万円	95万円	
200口 (2,000円)	3,200万円	1,200万円	600万円	60万円	60万円	500万円	250万円	20万円	400万円	100万円	20万円	200万円	20万円	100万円	

(注) 家財の損害の区分は、家財を収容する住宅の損害の区分を適用します。
(注) 「不慮の人為的災害」の被害について、既に受けた賠償金等がある場合、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 「風水雪害」・「震災等」・「不慮の人為的災害」の被害については損害額が10万円以上の場合、「火元失火」・「漏水」の被害については保険契約者が第三者に5万円以上の賠償を支払った場合がそれぞれ保険金請求の対象となります。
(注) 「風水雪害」・「震災等」・「不慮の人為的災害」の保険金支払いに伴う損害の区分(半壊・一部損壊)について、地方公共団体が発行する災害証明書の被害認定区分が「大規模半壊」及び「中規模半壊」の場合は本保険での損害の区分は「半壊」に該当し、「準半壊」の場合は「一部損壊」に該当します。
本パンフレットは2026年4月現在の商品内容を説明したものです。